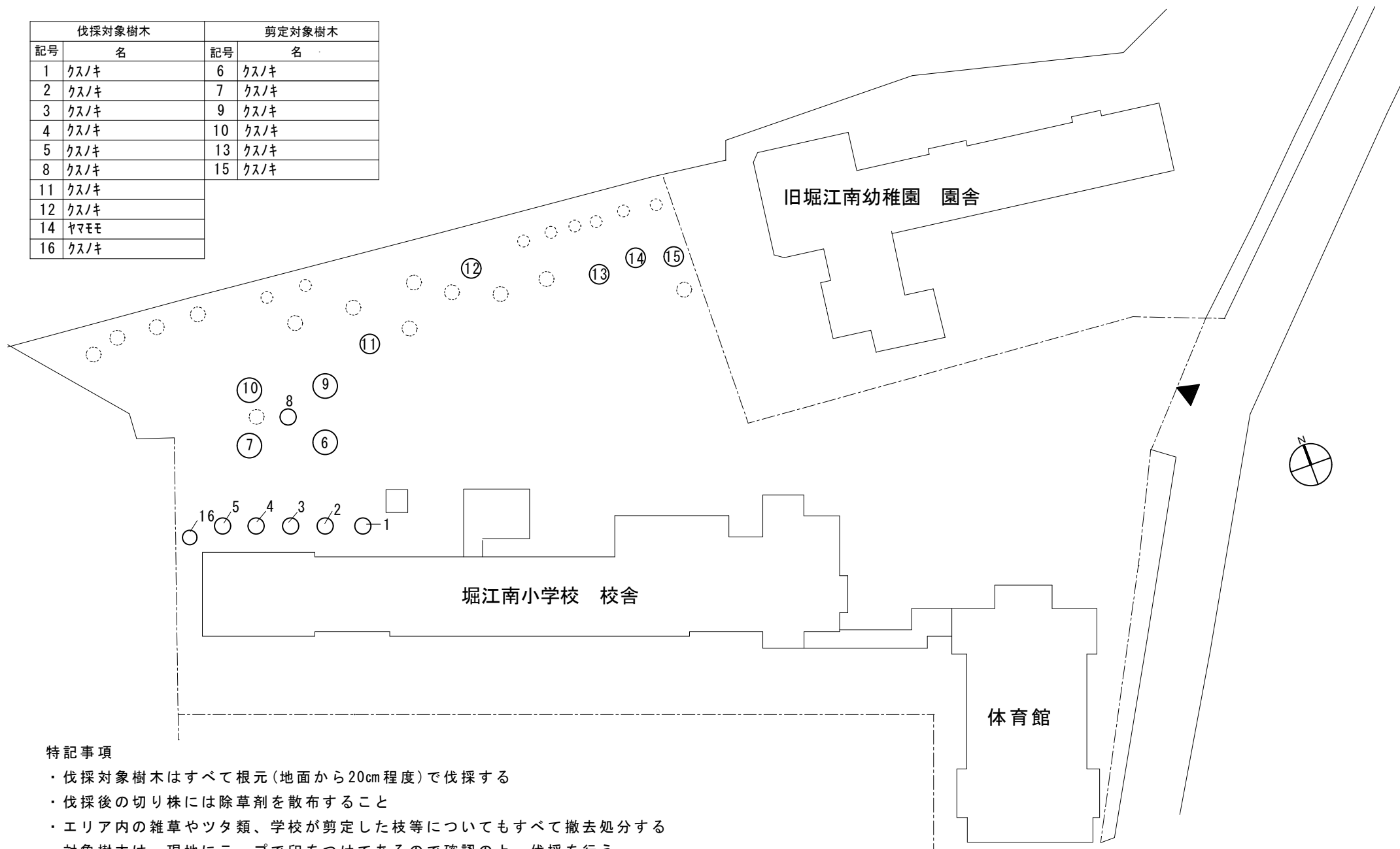


伐採対象樹木		剪定対象樹木	
記号	名	記号	名
1	クスノキ	6	クスノキ
2	クスノキ	7	クスノキ
3	クスノキ	9	クスノキ
4	クスノキ	10	クスノキ
5	クスノキ	13	クスノキ
8	クスノキ	15	クスノキ
11	クスノキ		
12	クスノキ		
14	ヤマモモ		
16	クスノキ		



特記事項

- ・伐採対象樹木はすべて根元(地面から20cm程度)で伐採する
- ・伐採後の切り株には除草剤を散布すること
- ・エリア内の雑草やツタ類、学校が剪定した枝等についてもすべて撤去処分する
- ・対象樹木は、現地にテープで印をつけてあるので確認の上、伐採を行う
- ・伐採により発生した廃材については、処分場にて適正に処分すること
- ・剪定対象樹木については、横幅高さ共に1/3程度になるよう剪定を行う

堀江南小学校どんぐり広場樹木伐採業務

配置図 1/600

鳴門市教育委員会
教育総務課